

看護師などの資格取得を応援します

母子家庭高等技能訓練 促進事業



母子家庭の母が、次の対象資格を取得するために看護学校などの養成機関（修業期間2年以上）で修業する場合に、高等技能訓練促進費および修了一時金を支給します。

対象資格

看護師（准看護師）、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士 など

対象者

20歳未満の子どもを養育する市内在住の母子家庭の母で、次の要件を満たす方。

- ① 児童扶養手当受給者か、同様の所得水準の方
- ② 過去に高等技能訓練促進費を受給していない方
- ③ 養成機関で2年以上の過程を修業し、対象資格の取得が見込まれること

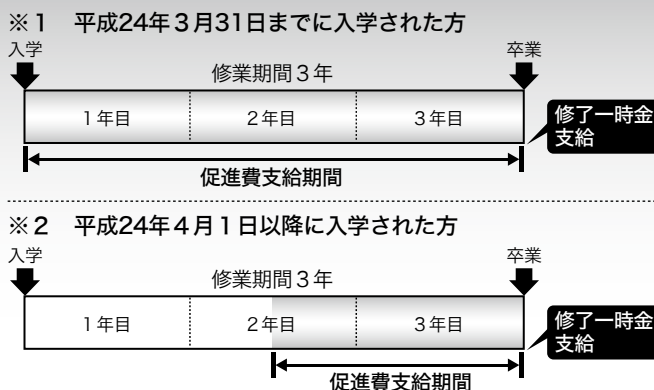
● 支給額および支給期間

		高等技能訓練促進費	修了一時金
支給額	市民税非課税世帯	月額141,000円	50,000円
	市民税課税世帯	月額70,500円	25,000円
支給期間	平成24年3月31日までに修業を開始する方	修業期間の全期間 ※1	修了後に支給
	平成24年4月1日以降に修業を開始する方	修業期間の1/2に相当する期間（上限18ヶ月） ※2	

手続き方法など

まずは、ご相談ください。個別に詳しい内容と手続き方法をご説明します。

【例】 修業期間3年の養成機関に入学した場合



問い合わせ

女性児童課児童福祉係
0824731192

